

大項目		県営住宅等の利用の促進に関する業務
中項目	小項目	業務マニュアル
入居者募集関連業務	入居者募集関連業務	<p>(1) 空き家確認に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 物件ごとの空室状況を確認し、募集可能戸数を把握する。 ② 県の指示により、入居者募集業務受託者から依頼される空き家の現状確認を行ない、物件ごとの募集可能戸数を報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 募集可能戸数については、県及び募集業者と緊密に連携し、円滑な入居募集広報を行えるよう配慮する。 イ 広報実施等のため県から要求があった場合は、その都度募集可能戸数を通知する。 <p>(2) 入居希望物件の鍵の引き渡しに関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県の指示により入居対象住戸の玄関鍵を募集業者に引き渡す。 ② 募集業者と緊密に連携し、円滑な入居案内を行えるよう配慮する。 ③ 次の事項について、入居者からの問い合わせに回答する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅等の使用上の注意と故障時の応急措置及び修繕申し込みの方法 ・ 入退居時の注意事項 ・ 申請書、届出書の提出 <p>(3) その他</p> <p>県が別に委託する入居者募集業務受託者と十分な連携を行う。</p>